

関西電力大飯原子力発電所の拙速な再稼働に反対する会長声明

政府は、本年4月14日、定期検査で稼働停止中の関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機について、安全評価（ストレステスト）についての一次評価を妥当とし、福井県知事らに再稼働を要請した。

わが国の原子力行政が推進的立場に偏っていたことは、国の事故調査委員会の中間報告や民間事故調査委員会の報告書が述べているとおりであり、また、福島第一原子力発電所の事故原因の究明も未だ完了していない。政府は、原子力行政を改革するため環境省のもとに原子力規制庁を設置するとしているが、今もその目処が立っていない。原子力規制庁が設置されない段階では、原子力発電所を再稼働させて事故が起こった場合、その再稼働の責任や事故収束の指揮系統は不明確なままである。

しかも、政府はストレステストの一次評価だけで再稼働の判断を行なっている。ストレステストは、二次評価においてシビアアクシデント領域（設計基準上の許容値以上のストレスをかけて破壊が生じた場合）の事故シナリオを調査して初めて、本来のストレステストの意味がある。簡易な一次評価のみでは再稼働の判断はできないことは、斑目春樹原子力安全委員会委員長が、国会事故調査委員会のヒアリングにおいて認めているところである。のみならず、再稼働の当否は、本来、福島第一原子力発電所の事故の原因究明がなされ、その結果を踏まえて安全指針類を改訂し、その新指針に基づいて判断されなければならないものである。

他方、国は、原子力発電所の防災対策の重点地域を原子力発電所から半径30km圏内に広げており、大飯原子力発電所の場合には、その圏内に京都府と滋賀県の一部が含まれる。とりわけ、原子力発電所の放射能漏れ事故により琵琶湖が放射性物質で汚染された場合の被害ははかりしれず、このような事態は絶対に避けねばならない。

以上のとおり、大飯原子力発電所3号機及び4号機の再稼働は時期尚早であり、当会は、政府に対し、再稼働を妥当とする判断を撤回し、同原子力発電所の運転を再開しないよう強く求めるものである。

2012年（平成24年）4月24日

大阪弁護士会

会 長 藪 野 恒 明